

1 新宿区立住宅管理条例 新旧対照表

改正後	改正前
第13条 2 前項(次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区立住宅の使用の許可の申請をした者(以下「許可申請者」という。)は、区長が指定する日までに、<u>請け書を提出するとともに、次の各号のいずれかの手続を行わなければならない。</u> (1) 規則で定める条件を備える連帯保証人を立てること。 (2) <u>第24条第1項の敷金を納付すること。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、区長は、特別の事情があると認めるときは、許可申請者の申請に基づき、許可申請者に同項各号のいずれの手続もさせず、又は第24条第1項の敷金の一部を納付することをもって前項各号のいずれかの手続に代えさせることができる。</u>	第13条 2 前項(次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区立住宅の使用の許可の申請をした者(以下「許可申請者」という。)は、区長からの請求があったときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 規則で定める条件を備える連帯保証人の連署する請け書。ただし、<u>事業住宅を一時的に使用するときその他区長が特別の事情があると認めるときは、連帯保証人の連署を要しないものとする。</u> (2) <u>その他区長が必要と認める書類</u> 追加
削除	第14条 第13条第4項の規定により使用の許可に係る通知を受けた許可申請者(以下「被通知者」という。)は、区長が指定する日までに次に掲げる手続をしなければならない。ただし、既使用者が引き続き当該特定住宅を使用する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。 (1) <u>当該区立住宅の現状を確認した旨の届出を提出すること。</u> (2) <u>第24条第1項の敷金を納付すること。</u>
第24条 4 区長は、特別の事情があると認めるときは、敷金の徴収を猶予することができる。 5 使用者は、前項の規定による敷金の徴収の猶予を受けようとするときは、区長に申請しなければならない。	第24条 4 区長は、特別の事情があると認めるときは、敷金を減額し、若しくは免除し、又は徴収の猶予をすることができる。 5 使用者は、前項の規定による敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けようとするときは、区長に申請しなければならない。

※赤字は条例改正により追加及び変更した箇所

2 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
別表区長の項事務の欄第6号の規則で定める事務 新旧対照表

改正後	改正前
ア使用許可申請の受理と審査の事務 <u>イ新宿区立住宅管理条例第13条第3項の申請に関する事務</u> <u>ウ使用料の決定に関する事務</u> <u>エ収入報告の受理と審査の事務</u> <u>オ収入状況の調査の事務</u> <u>カ使用料の減免及び徴収猶予の事務</u> <u>キ敷金の徴収猶予の事務</u> <u>ク共益費の減免の事務</u> <u>ケ同居許可申請の受理と審査の事務</u> <u>コ使用权承継申請の受理と審査の事務</u> <u>サ収入超過者及び高額所得者の認定の事務</u>	ア使用許可申請の受理と審査の事務 追加 <u>イ使用料の決定に関する事務</u> <u>ウ収入報告の受理と審査の事務</u> <u>エ収入状況の調査の事務</u> <u>オ使用料の減免及び徴収猶予の事務</u> <u>カ敷金の減免及び徴収猶予の事務</u> <u>キ共益費の減免の事務</u> <u>ク同居許可申請の受理と審査の事務</u> <u>ケ使用权承継申請の受理と審査の事務</u> <u>コ収入超過者及び高額所得者の認定の事務</u>

※赤字は利用条例施行規則改正により追加及び変更した独自利用事務